

部局名	都市整備部	所属名	都市整備課 宅地開発指導室	所属長名	岩元 光行	電 話	483-1151 内線3534
-----	-------	-----	---------------	------	-------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード	3328		事務事業名称	宅地事務事業					短縮コード	経常	3328	臨時	3329
予算区分	会計	01	一般会計	款	08	土木費	項	04	都市計画費	目	01	都市計画総務費	
区 分	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務 ☐ その他			根拠法令等		八千代市開発事業指導要綱・都市計画法							
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）													
昭和61年に千葉県より都市計画法に基づく許可権の一部委任を受けて、開発行為の許可及び完了検査を行うようになり、その後平成14年に許可権の全部委譲を受けた。平成20年12月に「八千代市開発事業における事前協議の手続等に関する条例」及び「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例」を制定した。													
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測				総合計画の施策体系	5本の柱（章）	04	快適生活空間都市をめざして						
東葉高速鉄道の開通により、宅地の需要が増えたため開発行為が増加していたが、近年の情勢により横ばいの傾向である。市街化区域はやや減少傾向にあるが、市街化調整区域においてはやや増加している。					大項目（節）	06	市街地整備						
					中 項 目	01	市街地整備						
					小項目（施策）	01	市街地の整備・誘導						
					細 項 目	03	開発の適正な指導						
					実施計画の計画事業								
計画事業の位置付けの有無				☐	計 画 事 業 期 間		～			計 画 事 業 費		千円	

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	建築主及び開発行為事業者。							
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成20年度に実際に行ったこと： 八千代市開発事業指導要綱に係る指導事務及び事前協議。 開発行為許可審査及び完了検査。							
	※平成21年度に計画していること： 平成20年12月に制定した「八千代市開発事業における事前協議の手続等に関する条例」及び「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例」が6月に施行されるため、その条例等による指導事務及び事前協議。 開発行為許可審査及び完了検査。							
意図 （何を狙っているのか）	都市周辺部における無秩序な市街化の防止や公共施設等の整備の義務付けなど良質な宅地水準を確保する。							
結果 （どんな結果に結びつけるのか）	入力対象外							
区 分				単位	1 9 年度	2 0 年度		2 1 年度
					実績	計画	実績	計画
対象指標	指標 1	開発事業事前協議申請件数	件	44	44	35	44	
	指標 2	開発行為数	件	48	53	46	53	
	指標 3							
活動指標	指標 1	開発事業事前協議同意件数	件	38	44	35	44	
	指標 2	開発行為許可件数	件	49	52	45	52	
	指標 3	開発行為完了検査件数	件	52	50	46	50	
成果指標	指標 1	同意件数／申請件数	%	86. 4	100	100	100	
	指標 2	開発行為完了検査済件数	件	46	50	46	50	
	指標 3							
上位成果指標	指標 1							
	指標 2							
	指標 3							

コード	3328	事務事業名称	宅地事務事業				所属名	都市整備課 宅地開発指導室	
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☒ 改革・改善して継続			「八千代市開発事業における事前協議の手続等に関する条例」及び「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例」等を適正に運用する。				
		☐ 手法プロセスの改革・改善							
		☐ 事業規模の拡大・縮小							
		☐ 統合・役割見直し							
	☒ その他								
☐ 廃止（事業完了含む）									
☐ 休止									
☐ 現状のまま継続									
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			条例等を印刷して、事業者等に配布し周知を図る。		
				削 減	不 変	増 加			
		成 果	向 上	☐	☐	☒			
			不 変	☐	☐	☐			
			低 下	☐	☐	☐			

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など									
開発事業の実施に伴い工事に係る苦情等がある。 住民（特に隣接）の開発行為に対する関心が高まってきている。									

所属長コメント	開発事業に関する公共施設や排水施設等必要な施設の整備を義務付けるなど、開発行為の指導を行い、良質な宅地水準の確保に努めた。 平成21年6月から条例の施行により更なる開発の適正な運用を図る。								
評価調整委員会評価	☒ 改革改善して継続			担当課の評価のとおり，課題解決に努め可能なことは順次推進すべき。					
	☐ 手法プロセスの改革・改善								
	☐ 事業規模の拡大・縮小								
	☐ 統合・役割見直し								
☒ その他									
☐ 廃止（事業完了含む）									
☐ 休止									
☐ 現状のまま継続									